

平成24年5月25日

自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局新潟運輸支局

## 運行管理者「一般講習」受講通知の廃止について【お知らせ】

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度の「旅客自動車運送事業運輸規則」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の一部改正並びに告示の制定に伴い、一般講習については運輸支局長より受講の通知をしておりましたが、今後は運送事業者の責任において告示で規定する対象運行管理者に対し、国土交通大臣が認定した講習を受講させることとなりました。

更に、「新たに選任した運行管理者」については、選任届出をした日の属する年度に、受講させること。「基礎講習の受講履歴のない運行管理者」については、基礎講習を受講させること。「すでに選任をされている運行管理者」については、最後に講習を受講した年度から数えて2年毎に一般講習を受講させることが運送事業者の責任で行うこととなりました。

なお、一般講習に代えて基礎講習を受講させることができます。

また、特別講習（死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所の運行管理者又は行政処分を受けた営業所の運行管理者）を受講させることについては、従来どおり運輸支局長から運送事業者に対し、その旨の通知を行いますので、通知にあった運行管理者については、必ず受講させていただくこととなります。

受講案内については、講習認定機関に各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行ってください。

その他の変更点等については、ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

《新潟運輸支局ホームページ : <http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/niigata/niigataindex.shtml>》

- ◆【安全指導業務（適性診断及び運行の管理のに関する講習）の見直しに関する法令の主な変更点】
- ◆【運行の管理に関する講習の種類を定める告示（旅客）：平成24年4月13日付け国土交通省告示第454号】
- ◆【運行の管理に関する講習の種類を定める告示（貨物）：平成24年4月13日付け国土交通省告示第455号】
- ◆講習認定機関